

試 験 依 頼 書

【依頼書に記載された内容は、成績書に反映されますのでご注意ください。】

受 付 番 号 : _____
 受 付 年 月 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 理事長 殿

申込責任者 住 所 〒 _____

会 社 名
所 属

氏 名 (署名又は捺印)

【法人申込みの場合は、住所、会社名が成績書に反映されます。】

下記の依頼品について、依頼試験規程及び本依頼書別紙記載事項に同意して試験を依頼します。

記

1. 依頼品名【電気用品安全法に基づくご依頼の場合は電気用品名、一般のご依頼の場合は商品名等をご記載ください。】

2. 依頼品の型【型番、機種名、カタログ番号等】

3. 依頼品の定格【定格電圧、定格電流、定格消費電力等の機器の定格値をご記入ください。】

4. 試験規格（試験項目を含む）【別紙可。ここに記載された情報に基づき試験を実施します。】

5. 成績書【簡易版は試験結果のみです。詳細版は数値データ等が含まれます。】

 詳細版 和文（有料） 英文（有料） 成績書不要 簡易版 和文（無料） 英文（有料）

【注意：成績書の発行については、詳細版又は簡易版必ず1部となります。】

【英文成績書ご希望の場合は、会社名、製品名等の英文情報を別紙添付願います。】

 成績書複本 _____ 部6. 成績書への PSE 又は PSE マーク表示 要 不要 【電気用品安全法に基づく試験の場合に限ります。】7. 成績証明書 要 不要 【但し、成績書が詳細版の場合に限り発行します。】8. 改善試験の希望 有 無 【無しの場合、不適合で試験を完了します。】9. 試験の特急扱い 有 無 【有の場合、手数料が割り増しとなりますのでご相談ください。】10. 雑音測定 50Hzのみ 60Hzのみ 50及び60Hz 50及び60Hzのどちらかの両方
【雑音測定の依頼をご希望の方のみご記載ください。】 雑音レベルの高い方

11. 試験品分解等の確認 依頼試験の内容により、試験品を分解し損傷することがあります。

 承諾します【ご承諾いただきませんと試験着手できません。】

12. 申込担当者 【お問合せ先や成績書、請求書の送付先となります。】

イ. 住 所 〒 _____

ロ. 会 社 名 _____

ハ. 所属及び氏名 _____

ニ. 電 話 番 号 _____ F A X _____ Eメール _____

13. そ の 他【ご要望、ご連絡事項があれば別紙を添付願います。】

別紙記載事項

受付番号：

受付年月日： 年 月 日

- この依頼試験の責任者は、依頼試験に関する全業務について責任を負います。申込みの責任者を変更したときは、その旨直ちに当所に文書で連絡します。
- 依頼品等及び改善品の受け渡しは、下記の事業所とします。なお、これに関する輸送についての責任は申込者となります。

一般財団法人 電気安全環境研究所

- 東京事業所 東京都渋谷区代々木5-14-12 (〒151-8545)
- 横浜事業所 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30 (〒230-0004)
- 関西事業所 兵庫県神戸市東灘区向洋町西4-1 (〒658-0033)
- 電力技術試験所 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 (〒230-0004)
- 電力技術試験所 (福島パワーコンディショナ試験ラボ)
福島県郡山市待池台2-2-9 (〒963-0298)

- 試験等の費用は、原則として費用概算額を前払いとなります。
初回の申込時は入金確認後の試験検査開始となります (特別な事情等がある場合入金時期等について相談に応じます)。なお、既に申込み実績がある場合、試験終了後のお支払いも可能といたしますが、JET の判断により、前払いをお願いすることがあります。
- 依頼品等に損傷又は欠如があって、当所が依頼者にこの旨を通知したときは、申込者はすみやかに対策を講じます。
- 当所は、試験の結果、試験規格に適合しなかったときは、不適合箇所について申込者に通知します。
その際試験費用が予納金で不足の場合は、申込者は追加額を支払います。
- 当所は、試験中に依頼品に欠陥が判明し、試験を実施しても試験規格に適合する見込みがないと認められたときは、
①不適合の通知をすること又は、②改善通知にその旨を記載して申込者に試験依頼を取り下げるように勧告します。
- 当所は、依頼品等を試験終了の状態にて返還します。この場合試験によって生ずる解体及び損傷については、当所はその責任を負いません。
- 申込者は、試験済品等の処理について次のいずれかをお選び下さい。
 着払いにて返送 (申込担当者と同じ 下記返送先)

(返送先)

住 所	〒
会 社 名	
担 当 者 電 話 番 号	

- 引取る
- 廃棄する (小型のものに限ります。製品により廃棄料金が発生する場合があります、その際は廃棄料金を依頼者が負担します。)

なお、引取りの場合は、成績書等発行の日から 60 日以内に引き取ります。引取期限内に引き取らないときは、当所で廃棄処分をしても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り、廃棄に係わる費用は、申込者の負担とします。

- 本申込を「認証」(CB証明書発行を含む。)のために使用する場合には、認証に関する要求事項を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供します。